

寝屋川市役所労第 19 号  
2016年5月 13日

寝屋川市長  
北川法夫様

寝屋川市役所職員労働組合  
執行委員長 森本



## 2016年夏期総合生活改善闘争に関する要求書

貴職におかれましては常日頃の地方自治確立に向けたご健闘に対し、心から敬意を表します。つきましては、下記の事項について誠意ある回答をされるよう要求します。

### 記

1. 平成27年11月24日付総人第1613号で当局より協議申し入れのあった「主任・主査制度の廃止について」は、対象者への影響が多大なものになると考えられることから、これを撤回し、再度、寝屋川市における職員の人材育成を見据えた人事制度を労使協議のもと構築すること。
2. 夏季一時金については、条例分を6月30日に支給すること。
3. 夏季休暇については7日とし、取得期間は7月1日から9月30日までとすること。
4. 2017年度新規採用職員にあたっては、予定者数及び職種について今後の退職者数や業務量・質等を十分に考慮し、労使協議のうえ柔軟に対応すること。
5. 各職場における人員配置については、退職予定者数等を十分考慮したうえで配置すること。
6. 人事評価制度については、被評価者が自己の評価結果について十分に納得する説明と、被評価者の評価を高めるための明確な指導と助言が評価者に求められています。そのため、各評価者が制度を熟知するまで、きっちりとした評価者研修を行うこと。
7. 7月の安全月間に職場巡視行動を実施し、そのための必要な体制を整備すること。また、メンタルヘルス対策のなおいっそうの充実に努めること。
8. 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件、福利厚生改善を図ること。

以

